

(改訂前)	(改訂後)
<p>信用リスクに関する検査について</p> <p>早期是正措置制度の下においては、その基準となる自己資本比率は正確な財務諸表に基づき算定されなければならない。正確な財務諸表の作成のためには償却・引当が適切に行われ、その準備作業である自己査定が適切に行われなければならない。</p> <p>したがって、検査官は、信用リスクに関する検査において、自己査定基準の適切性及び自己査定結果の正確性のみならず、償却・引当額の総額及びその水準の適切性を検証することが必要であり、特に、償却・引当額の総額が信用リスクに見合った十分な水準となっているかを重視して検証する必要がある。</p> <p>自己査定に関する検査について</p> <p>(略)</p> <p>・自己査定結果の正確性の検証</p> <p>(略)</p> <p>2. 抽出基準</p> <p>抽出基準については、被検査金融機関の規模、資産内容、前回検査の結果、検査人員、検査期間等を総合的に勘案のうえ、主任検査官が決定するものとする。また、主任検査官は、被検査金融機関の資産内容に特に問題がなく、前回検査の結果が良好であると認められる場合には、検査の効率化の観点から、原則として債務者への与信額が2,000万円又は被検査金融機関の資本の部合計(会員勘定合計)の1%のいずれか小さい額未満の債務者については自己査定結果の正確性の検証を省略することができるものとする。さらに、これに加え、必要に応じ、抽出率を下げることができるものとする。</p> <p>なお、主任検査官は、立入検査開始後においても、検査の実効性確保の観点から、必要に応じ、抽出基準を変更できるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>信用リスクに関する検査について</p> <p>早期是正措置制度の下においては、その基準となる自己資本比率は正確な財務諸表に基づき算定されなければならない。正確な財務諸表の作成のためには償却・引当が適切に行われ、その準備作業である自己査定が適切に行われなければならない。</p> <p>したがって、検査官は、信用リスクに関する検査において、自己査定基準の適切性及び自己査定結果の正確性のみならず、償却・引当額の総額及びその水準の適切性を検証することが必要であり、特に、償却・引当額の総額が信用リスクに見合った十分な水準となっているかを重視して検証する必要がある。</p> <p>自己査定に関する検査について</p> <p>(略)</p> <p>・自己査定結果の正確性の検証</p> <p>(略)</p> <p>2. 抽出基準</p> <p>抽出基準については、被検査金融機関の規模、資産内容、前回検査の結果、検査人員、検査期間等を総合的に勘案のうえ、主任検査官が決定するものとする。また、主任検査官は、被検査金融機関の資産内容に特に問題がなく、前回検査の結果が良好であると認められる場合には、検査の効率化の観点から、原則として債務者への与信額が5,000万円又は被検査金融機関の資本の部合計(会員勘定合計)の1%のいずれか小さい額未満の債務者については自己査定結果の正確性の検証を省略することができるものとする。さらに、これに加え、必要に応じ、抽出率を下げることができるものとする。</p> <p>なお、主任検査官は、立入検査開始後においても、検査の実効性確保の観点から、必要に応じ、抽出基準を変更できるものとする。</p> <p>(略)</p>

項目	(改訂前)			(改訂後)		
	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
1. 債権の分類方法 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
債権の分類基準	<p>債務者区分に応じて、当該債務者に対する債権について次のとおり分類を行うものとする。また、プロジェクト・ファイナンスの債権については、債務者区分を行わず、回収の危険性の度合いに応じて分類を行うことができるものとする。</p> <p>なお、<u>住宅ローンなどの個人向けの定型ローン等の貸出金</u>については、<u>延滞状況等の簡易な基準</u>により分類を行うことができるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>債権の分類は、債務者区分に従い、担保及び保証等による調整を行い、分類対象外債権の有無を検討の上、正確に分類されているかを検証する。なお、プロジェクト・ファイナンスの債権について、債務者区分によらない場合には、回収の危険性の度合いに応じて分類されているかを検証する。</p> <p>なお、<u>簡易な基準</u>により分類を行っている場合には、<u>基準及び基準を適用する対象が合理的なもの</u>となっているかを検証する。</p> <p>(略)</p>	(略)	<p>債務者区分に応じて、当該債務者に対する債権について次のとおり分類を行うものとする。また、プロジェクト・ファイナンスの債権については、債務者区分を行わず、回収の危険性の度合いに応じて分類を行うことができるものとする。</p> <p>なお、<u>住宅ローンなどの個人向けの定型ローン等及び中小事業者向けの小口定型ローン等の貸出金</u>については、<u>延滞状況等の簡易な基準</u>により分類を行うことができるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>債権の分類は、債務者区分に従い、担保及び保証等による調整を行い、分類対象外債権の有無を検討の上、正確に分類されているかを検証する。なお、プロジェクト・ファイナンスの債権について、債務者区分によらない場合には、回収の危険性の度合いに応じて分類されているかを検証する。</p> <p>なお、<u>簡易な基準</u>により分類を行っている場合には、<u>基準及び基準を適用する対象が合理的なもの</u>となっているかを検証する。</p> <p>(略)</p>	(略)

項目	(改訂前)			(改訂後)		
	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
2. 有価証券の分類方法	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						
時価評価の対象となっていない有価証券(満期保有目的の債券、子会社・関連会社株式及び時価が把握できないその他有価証券)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
株式	<p>株式については、原則として、以下のイ～ハの区分に応じて分類を行う。</p> <p>イ. 非分類株式 次の株式については、原則として、帳簿価額を非分類とする。 (イ) 政府出資のある会社(ただし、清算会社を除く)の発行する株式 (ロ) 格付機関による直近の格付符号が「BBB(トリプルB)」相当以上の債券を発行する会社の株式 ロ. 子会社・関連会社株式(上記イに該当する株式を除く。) 時価又は実質価額が帳簿価額を上回っている場合は、帳簿価額を非分類とする。 時価又は実質価額が帳簿価額を下回っている場合は、時価又は実質価額相当額を非分類とし、帳簿価額と時価又は実質価額相当額の差額について、原則として、分類とする。</p>	<p>株式について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 適正な時価又は実質価額が把握されているかを検証するとともに、下記により減損処理の対象となるものがないかを検証する。 なお、実質価額については、原則として、株式の発行主体の資産等の時価評価に基づく評価差額を加味して算出しているかを検証する。 デット・エクイティ・スワップにより取得した株式の帳簿価額については、「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」(平成14年10月9日企業会計基準委員会)に基づいて適正に算定されているかを検証する。</p>		<p>株式については、原則として、以下のイ～ハの区分に応じて分類を行う。</p> <p>イ. 非分類株式 次の株式については、原則として、帳簿価額を非分類とする。 (イ) 政府出資のある会社(ただし、清算会社を除く)の発行する株式 (ロ) 格付機関による直近の格付符号が「BBB(トリプルB)」相当以上の債券を発行する会社の株式 ロ. 子会社・関連会社株式(上記イに該当する株式を除く。) 時価又は実質価額が帳簿価額を上回っている場合は、帳簿価額を非分類とする。 時価又は実質価額が帳簿価額を下回っている場合は、時価又は実質価額相当額を非分類とし、帳簿価額と時価又は実質価額相当額の差額について、原則として、分類とする。</p>	<p>株式について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 適正な時価又は実質価額が把握されているかを検証するとともに、下記により減損処理の対象となるものがないかを検証する。 なお、実質価額については、原則として、株式の発行主体の資産等の時価評価に基づく評価差額を加味して算定しているかを検証する。 デット・エクイティ・スワップにより取得した株式の帳簿価額については、「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」(平成14年10月9日企業会計基準委員会)に基づいて適正に算定されているかを検証する。 また、デット・エクイティ・スワップにより取得した株式を含む種類株式の期末評価については、「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」(平成15年3月13日企業会計基準委員会)に基づいて適正に評価されているかを検証する。</p>	

(改訂前)	(改訂後)
<p>自己資本比率等に関する検査について</p> <p>・自己資本比率の正確性の検証</p> <p>被検査金融機関の自己資本比率について、「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」(大蔵省告示第55号)等に定めるところにより、信用リスクに係る部分の算定が正確に行われているかを検証する。</p> <p>特に、以下の点について、事務ガイドライン等に照らして、自己資本比率等が適正に算定されているかを重点的に検証するものとする。</p> <p><u>1. 資本勘定に算入される税効果相当額(=繰延税金資産見合い額)は適正に計上されているかを検証する。計上された税効果相当額が今後5年間の課税所得(期末一時差異の将来加減算調整前)の見込額に実効税率を乗じた額を上回っている場合には、合理的な理由があるかを検証する。</u></p> <p>2. 劣後ローンによる借入れ又は劣後債の発行を行っている場合は、当該劣後ローンによる借入れ等が自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかどうかを検証する。</p> <p>3. 負債性資本調達手段でステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付している場合は、当該ステップ・アップ金利等が過大なものとなっていないかどうかを検証する。</p> <p>4. 海外特別目的会社が優先出資証券を発行している場合は、当該優先出資証券について、パーゼル合意の趣旨を十分に踏まえたものとなっているかを検証する。</p> <p>5. 決算期を跨いで又は決算期末日に保有債権に銀行保証等(保証と同等の効果を有するクレジットデリバティブ契約を含む。)を付している場合は、保証等の残存期間が1年未満であるにもかかわらずリスクアセットを削減していないかを検証する。 ただし、当該保証等につき正当な理由があり、かつ、継続して信用リスクの削減が期待できる場合を除く。</p> <p>6. 決算期を跨いで買戻し権利付債権譲渡を行っている場合は、当該決算期以降1年以内に当該権利を行使して買戻しを行うインセンティブを与えるような契約となっていないかを検証する。</p> <p>7. その他、自己資本比率規制の趣旨に反するリスクアセットの削減等がないかを検証する。</p> <p>8. 退職給付引当金は、「退職給付に係る会計基準」(平成10年6月16日企業会計審議会)及び「退職給付会計に関する実務指針」(平成11年9月14日日本公認会計士協会)に基づき、適切に負債の部(前払年金費用となる場合は資産の部)に計上されているか。また、退職給付債務のうち未認識額の将来収益への影響を把握し、必要に応じ取締役会等の適切な認識・行動、経営計画・アクチュアリーレポート・</p>	<p>自己資本比率等に関する検査について</p> <p>・自己資本比率の正確性の検証</p> <p>被検査金融機関の自己資本比率について、「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」(大蔵省告示第55号)等に定めるところにより、信用リスクに係る部分の算定が正確に行われているかを検証する。</p> <p>特に、以下の点について、事務ガイドライン等に照らして、自己資本比率等が適正に算定されているかを重点的に検証するものとする。</p> <p><u>1. 資本勘定に算入される税効果相当額(=繰延税金資産見合い額)は日本公認会計士協会が公表している「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」(監査委員会報告第66号)等、税効果会計に関する会計基準・実務指針の趣旨を踏まえ適正に計上されているかを検証する。</u></p> <p>2. 劣後ローンによる借入れ又は劣後債の発行を行っている場合は、当該劣後ローンによる借入れ等が自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかどうかを検証する。</p> <p>3. 負債性資本調達手段でステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付している場合は、当該ステップ・アップ金利等が過大なものとなっていないかどうかを検証する。</p> <p>4. 海外特別目的会社が優先出資証券を発行している場合は、当該優先出資証券について、パーゼル合意の趣旨を十分に踏まえたものとなっているかを検証する。</p> <p>5. 決算期を跨いで又は決算期末日に保有債権に銀行保証等(保証と同等の効果を有するクレジットデリバティブ契約を含む。)を付している場合は、保証等の残存期間が1年未満であるにもかかわらずリスクアセットを削減していないかを検証する。 ただし、当該保証等につき正当な理由があり、かつ、継続して信用リスクの削減が期待できる場合を除く。</p> <p>6. 決算期を跨いで買戻し権利付債権譲渡を行っている場合は、当該決算期以降1年以内に当該権利を行使して買戻しを行うインセンティブを与えるような契約となっていないかを検証する。</p> <p>7. その他、自己資本比率規制の趣旨に反するリスクアセットの削減等がないかを検証する。</p> <p>8. 退職給付引当金は、「退職給付に係る会計基準」(平成10年6月16日企業会計審議会)及び「退職給付会計に関する実務指針」(平成11年9月14日日本公認会計士協会)に基づき、適切に負債の部(前払年金費用となる場合は資産の部)に計上されているか。また、退職給付債務のうち未認識額の将来収益への影響を把握し、必要に応じ取締役会等の適切な認識・行動、経営計画・アクチュアリーレポート・</p>

(改訂前)	(改訂後)
税効果スケジュール等の関連見込数値の整合性、割引率・期待収益率・残存期間の妥当性等を検証する。	税効果スケジュール等の関連見込数値の整合性、割引率・期待収益率・残存期間の妥当性等を検証する。
(略)	(略)

